

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第12期第13回島根海区漁業調整委員会が平成19年5月22日に松江勤労者総合福祉センター（愛称：松江テルサ）で開催されましたので、会議の概要をお知らせします。



会議に先立ち、事務局から中島委員（公選委員）が3月30日に失職され、補欠選挙が行われた結果、同じく益田市内から立候補された宮野貢様が当選されたことの報告と、宮野委員の自己紹介がありました。

また、先の全国漁業調整委員会連合会の総会で永年勤続表彰があり、島根海区の伊藤会長が島根県及び日本海ブロックを代表して受賞されましたが、島根海区からは伊藤会長の外に団野委員、金坂委員、福島委員が被表彰者に該当しており、伊藤会長から賞状の伝達がありました。受賞された委員の皆様、おめでとうございます。

1. 島根・山口連合海区漁業調整委員会補欠委員の選出について（協議）

島根・山口連合海区漁業調整委員会は島根県浜田市以西と山口県萩市以東間の漁業に関する事項を処理することを目的に設置されています。委員は島根海区漁業調整委員会（以下「島根海区」）及び山口県日本海海区漁業調整委員会からそれぞれ5名の計10名で構成されています。今般、島根海区からの委員に欠員が生じたため、補欠委員の選出が行われました。

その結果、新たに益田地区から島根海区委員に就任された宮野委員が後任の委員に選出されました。

2. しいらつけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限について（協議）

しいらつけ漁業の保護を目的とした平成16年6月4日付け島根海区漁業調整委員会指示の指示期間が平成19年5月31日をもって満了しますが、引き続き、しいらつけ漁業の保護を図る必要があるとの知事の協議を受け、当委員会で審議された結果、平成19年6月1日から平成22年5月31日までその指示を出すことが決定されました。

指示の内容は、「しいらつけ漁業によるものを除くほか、毎年6月1日から10月31日までの間、しいらつけ漁業の許可を受けた者が設置したつけを中心として半径200メートルの円によって囲まれた海域において、しいら、よこわ、ひらまさ又ははまちの採捕を目的とする漁業を禁止し、及び遊漁（漁業以外の目的で行う水産動物の採捕をいう。）による当該魚種の採捕を目的とする全ての釣を禁止する。ただし、しいらつけ漁業の許可を受けた者の同意を受けた場合は、この限りではない。」です。

3. 日韓民間漁業者団体間協議結果の概要について（報告）

前回の委員会では平成19年2月27日に行われた協議結果が報告されましたが、今回はその後4月3、4日に行われた協議結果の報告がありました。概要は以下のとおりです。

・日韓双方は、日韓民間漁業取決め附属書未合意事項について、引き続き検討をすることとした。

- ・韓国側は、日本側が前回協議で提案した、浜田沖（いわゆる韓国91海区）の操業秩序、及び、隠岐北方（ズワイガニ漁場交代利用）の来漁期の対応について、現在、国内で真剣に議論中であり、まだ結論は出ていない旨述べ、日本側は次回協議までに対案を示すように求め、韓国側もこれに応じた。
- ・日本側は、ベニズワイガニの資源管理措置についての考え方を説明し、次回協議までに韓国側の考え方を示すよう求め、韓国側もこれに応じた。
- ・次回協議は、事務局間で開催時期、場所を調整することとなった。

4．日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画の一部改正について（報告）

日本海沖合のベニズワイガニについては、資源状況の悪化から資源回復の必要性が叫ばれ、平成17年4月資源回復計画が水産庁から公表されました。途中、一部改正を経ながら当計画に基づく各種資源回復措置が講じられてきましたが、本年3月29日付けでさらに一部改正が公表されたことから、その内容の報告がありました。改正の主な概要は以下のとおりです。

- ・北朝鮮水域での日本漁船の操業実態が無くなったことに伴う当該記述部分の削除
- ・資源回復のために講じる措置のうち、30日間の追加休漁については、連続した30日間の追加休漁の部分を、連続した30日間の休漁措置に相当する漁獲努力漁の削減措置を講ずることとするが、すべての漁船が同一の措置を講じるものとする。に改正。

5．定置及び区画漁業権の一斉切替えについて（報告）

定置及び区画漁業権の免許期間は5年間となっていますが、現在、県が免許しているこれらの漁業権は平成20年8月末で期間満了します。このことから、県は新たな漁業権の免許事務について、そのスケジュール案を報告しました。

それによると、本年6月から調査を開始し、所定の手続きを経て来年9月1日付けの免許が予定されています。

6．漁業法及び水産資源保護法の一部改正と漁業調整規則の見直しについて（報告）

資源状況の悪化、生産構造の脆弱化等漁業をめぐる情勢の変化に対応して、漁船漁業の構造改革の観点及び密漁等を防止するための措置として、漁業法及び水産資源保護法の一部改正作業が進められており、新たに措置される内容について県から報告がありました。

その概要は以下のとおりです。なお、法律は今国会審議を経て公布される予定です。

- ・試験研究又は新技術の企業化のための操業に対する許可等の特例
- ・指定漁業の許可等における経営状況の勘案
- ・都道府県漁業調整規則等に違反する無許可操業等に対する罰則の強化
- ・漁業監督吏員の権限行使区域の拡大

問い合わせ先
島根海区漁業調整委員会
事務局
0852-22-5950